

日田市自治基本条例

自治基本条例に対する

意見と対応について (案)

日田市自治基本条例見直し検討委員会

自治基本条例に対する意見と対応について（案）

－ 日田市自治基本条例 －

No.	意見の項目	検討の対象とした理由	提言にあたっての対応等（案）
1	自治基本条例のあらゆる世代に対応した周知活動 (関係条項なし)	自治基本条例の市民への浸透は十分とは言えないと考える。市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、子どもから高齢者まで、誰にでも分かりやすく伝わるように周知を行うこと。あわせて、条例の内容についても、難しく感じられないよう、年齢や生活スタイルに合わせた伝え方を工夫すること。	【提言】 自治基本条例の市民への浸透を目的として、あらゆる世代に対応した周知方法の検討を求める。 【想定される対応】 周知方法のひとつとして、日田市ホームページのリニューアル後に、条例の取組を紹介するページの作成を検討する。
2	市政に関してのわかりやすい情報発信 (第19条関係)	自治基本条例は「市民を主体としたまちづくりの実現を図ること」を目的としているが、市政に関心のない人も一定数おり、その理由として、「難しくよくわからない」と感じる人が多くみられる。このため、わかりやすい情報発信をはじめ、情報発信手法の改善・工夫が必要である。	【提言】 市民が市政に興味を持ち、関心を深められるように、ホームページのリニューアルをはじめ、広報やSNSなどを活用して、内容が伝わりやすい情報発信を行うことを求める。
3	子ども、若者、次世代を担う人たちの市政参画につながる仕組みづくり (第8条関係)	自治基本条例は、子どもも、「まちづくり参加権」を持っていることを明らかにしている。若い世代の、市政への興味・関心の向上を図るため、地域コミュニティ活動への参画機会の創出及び、市政参画につながる仕組みの検討を行うこと。	【提言】 若い世代が市政に興味や関心を持てるよう、地域コミュニティでの活動や市政参画につながる仕組みを検討する。 【想定される対応】 日田市と日田市内高等学校等との包括連携協定の取組の中で、市政参画につながる仕組みを検討する。
4	子ども、若者、次世代を担う人たちが日田を離れても、戻って来られるような地域の魅力発信 (第8条関係) (第27条関係)	若い世代が進学や就職で日田を離れても、将来戻って来られるように、働く場の確保に取り組むとともに、郷土愛を育めるような日田市の魅力を分かりやすく発信することが必要である。	【提言】 若い世代が日田を離れても将来戻れるよう、雇用の場の確保と、郷土愛につながる日田の魅力発信を進めること。